

神戸市における感染症の予防のための施策の実施に関する計画の策定

1. 計画策定の趣旨

これまで、「感染症の予防のための施策の実施に関する計画（感染症予防計画）」は、感染症法第 10 条の規定により、国が定める「基本指針」に即して都道府県が策定していた。2024 年 4 月に施行予定の改正感染症法により、新型コロナウイルス感染症に関する取組を踏まえ、保健所設置市においても感染症予防計画を策定することとなった。

神戸市においても改正感染症法に基づき、次の新興感染症の発生およびまん延に備えるため、新たに感染症予防計画を策定する。

2. 計画期間

2024 年度～2029 年度（6 年間）

ただし、基本指針及び兵庫県感染症予防計画の改訂、感染症を取り巻く状況の変化等、必要があるときは、速やかに改訂する。

3. 計画策定の概要

感染症予防計画の記載項目は感染症法で定められており、国の基本指針に準じた構成となっているが、神戸市感染症予防計画では、以下のとおり策定する。

1. 保健所設置市では任意項目とされている項目も全て策定する。

〈必須項目〉

- ・ 感染症の発生の予防及びまん延防止のための施策
- ・ 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上
- ・ 感染症の患者の移送のための体制の確保
- ・ 外出自粛対象者の療養生活の環境整備
- ・ 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上
- ・ 感染症の予防に関する保健所の体制の確保
- ・ 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体の検査の実施並びに医療の提供のための施策

〈任意項目〉

- ・ 感染症対策の基本的な方向
- ・ 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究
- ・ 宿泊療養施設の確保
- ・ 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重

※感染症に係る医療提供体制については、兵庫県感染症予防計画において兵庫県が神戸市分を含めて策定する。

2. 保健所設置市では設定が任意とされている項目も全て数値目標を設定する。

ア) 検査体制（民間検査機関等の目標値は任意項目）

	流行初期の目標値 (発生公表後 1 か月以内)	流行初期以降の目標値 (発生公表後 6 か月以内)
検査の実施能力 (件/日)	250 件/日	550 件/日
健康科学研究所	250 件/日	250 件/日
民間検査機関等	—	300 件/日
健康科学研究所の 検査機器の数	4 台	4 台

※対応する感染症は、新興感染症を想定。

※検査の対象は、有症状者及び濃厚接触者を想定。

※検査の種類は、核酸検出検査（PCR 検査等）を想定。

イ) 宿泊施設【任意項目】

	流行初期の目標値 (発生公表後 1 か月以内)	流行初期以降の目標値 (発生公表後 6 か月以内)
宿泊施設確保居室数	160 室	760 室

ウ) 研修・訓練

	目標値
保健所の感染症有事体制に構成される人員を対象とした研修・訓練の回数	4 回/年

エ) 保健所の感染症有事体制の確保人員

	目標値
流行開始から 1 か月間において想定される業務量に対応する人員確保数 (感染症に対応する保健所職員と応援職員の合計人数)	660 人
即応可能な IHEAT 要員 ^{※1} の確保数 (IHEAT 研修受講者数)	40 人

※1：IHEAT…健康危機発生時において外部の専門職を有効に活用することを目的とし、健康危機発生時に地域における保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み。IHEAT 要員は IHEAT に登録し、保健所等への支援の要請を受ける旨の承諾をした外部の専門職。

3. 本計画では、地域の実情に応じて主体的・機動的に感染症対策に取り組む必要があることから、神戸市独自の項目として 2009 年に発生した新型インフルエンザ対応の検証を踏まえて現在実施している内容や、今般の新型コロナウイルス感染症で対応に苦慮した点から得た教訓を盛り込んでいる。

- ・感染症神戸モデル^{※2}、神戸市新型インフルエンザ等対策病院連絡会
- ・風評被害対策の早期実施
- ・夜間搬送における民間事業者活用の検討

※2：感染症神戸モデル…平時から保健所が学校園、社会福祉施設、医療機関とネットワークを構築し、感染症発生を早期探知する神戸市独自の地域連携システム。

4. 健康危機対処マニュアル

地域保健法第4条の規定により国が定める基本指針において、各保健所は、平時から健康危機発生時に備えた準備を計画的に進めるため、感染症法に基づく予防計画、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく市町村行動計画等を踏まえ、「健康危機対処計画」を策定することとされている。

今後、感染症による健康危機の際の具体的な方策を示す「健康危機対処マニュアル（感染症編）」を6年度末までに策定する予定である。

【主な記載内容】

- ・ 平時から行う取組（関係機関との連携、人材育成のための研修・訓練、備蓄物資等）
- ・ 感染症発生時の業務内容（積極的疫学調査、広報の方法等）
- ・ 感染状況に応じた体制の変更（BCPの発動、対策本部の立ち上げ等）